

04-10-2008



103496038

4-7-08

To the Director of the U.S. Patent and Trade _____ documents or the new address(es) below.

1. Name of conveying party(ies): Japan Science and Technology Corporation

Additional name(s) of conveying party(ies) attached? Yes No

2. Name and address of receiving party(ies) Name: Japan Science and Technology Agency

Internal Address: _____ Street Address: _____

1-8, Honcho 4-chome Kawaguchi-shi

City: Saitama

State: _____

Country: JAPAN Zip: 332-0012

Additional name(s) & address(es) attached? Yes No

3. Nature of conveyance/Execution Date(s):

Execution Date(s): December 13, 2002

- Assignment Merger Change of Name Security Agreement Joint Research Agreement Government Interest Assignment Executive Order 9424, Confirmatory License Other

4. Application or patent number(s):

This document is being filed together with a new application.

A. Patent Application No.(s)

B. Patent No.(s)

7,003,947

Additional numbers attached? Yes No

5. Name and address to whom correspondence concerning document should be mailed:

Name: RADER, FISHMAN & GRAUER PLLC Internal Address: Atty. Dkt.: NAG-0115 Street Address: 1233 20th Street, N.W. Suite 501

City: Washington

State: DC Zip: 20036

Phone Number: (202) 955-3750

Fax Number: (202) 955-3751

Email Address: _____

6. Total number of applications and patents involved: 1

7. Total fee (37 CFR 1.21(h) & 3.41) \$ 40.00

- Authorized to be charged by credit card Authorized to be charged to deposit account Enclosed None required (government interest not affecting title)

8. Payment Information

a. Credit Card Last 4 Numbers _____ Expiration Date _____

b. Deposit Account Number 18-0013 Authorized User Name Tomoko Nakajima

9. Signature: [Signature] Date: April 7, 2008

Tomoko Nakajima - L0231 Name of Person Signing

Total number of pages including cover sheet, attachments, and documents: 8

04/09/2008 MJAMA1 0000048 10013 7003947 01 FC:0021 40.00 DA

OFFICIAL GAZETTE

Extra Edition No. 269

December 13, 2002

Pages 140 - 142

The Independent Administrative Institution of Japan Science and Technology Agency Code is hereby promulgated.

Emperor Name, Emperor Seal

December 13, 2002

Junichiro Koizumi, Prime Minister of Japan

Law No. 158

INDEPENDENT ADMINISTRATIVE INSTITUTION OF
JAPAN SCIENCE AND TECHNOLOGY AGENCY CODE

* * *

(Object)

Article 1 The object of this Code is to provide name, object, scope of business and others of the Independent Administrative Institution of Japan Science and Technology Agency.

* * *

SUPPLEMENTARY PROVISIONS

(Date of Enforcement)

Section 1

This Code enters into force on the date of promulgation [December 13, 2002].

Section 2

[1] Japan Science and Technology Corporation (hereinafter referred to as "Corporation" is dissolved when the Japan Science and Technology Agency is established, and the Agency succeeds all the rights and responsibilities except for the assets succeeded by the National Government under the following sub-section in their entirety at the time of the establishment of the Agency.

* * *

PATENT

REEL: 020783 FRAME: 0525

(罰則に関する経過措置)
第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
第六条 私立学校教職員共済法の一部改正
第七百四十五号の二の一部を次のように改正する。
第四十一条 第三号中「第十七条第二項」を「第十八条第二項」に改める。
第十三条第一項第二号及び第二十五条の表第五十五条第二項の項中「第二十四条第二項」を「第二十五条第二項」に改める。
昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に関する法律等の一部改正
第七十一条 次に掲げる法律の規定中「第三十一条第一項第一号」を「第三十三条第一項第一号」に改める。
一 昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に関する法律(昭和三十年法律第六十八号)第三十一条
二 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第四十号)附則第七項
三 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十四年法律第九十四号)第八十一条(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)
第八条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第四十号)の一部を次のように改正する。
別表第二日本私立学校振興・共済事業団の項中「第二十二條第一項第六号」を「第二十三條第一項第六号」に、「第二十二條第二項」を「第二十三條第二項」に、「第二十二條第三項第一号」を「第二十三條第三項第一号」に改める。
(印紙税法の一部改正)
第九条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。
別表第三の文書名の欄中「第二十二條第一項第二号」を「第二十三條第一項第二号」に改める。

(登録免許税法の一部改正)
第十条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
別表第三の二十二の項の第三欄の第三号中「第二十二條第一項第八号」を「第二十三條第一項第八号」に改める。
(地方税法の一部改正)
第十一條 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。
第三百四十八條第二項第十三号中「第二十二條第一項」を「第二十三條第一項」に改める。
(地方税法の一部改正に伴う経過措置)
第十二條 前条の規定による改正後の地方税法第三百四十八條第二項第十三号の規定は、平成十六年度以後の年度分までの固定資産税について適用し、平成十五年分までの固定資産税については、なお従前の例による。
総務大臣 片山虎之助
財務大臣 塩川正太郎
文部科学大臣 臨時代理 林 寛子
国務大臣 小泉純一郎
内閣総理大臣 小泉純一郎

独立行政法人科学技術振興機構法をここに公布する。
御名 御座
平成十四年十二月十三日
内閣総理大臣 小泉純一郎

目次
第一章 総則(第一条~第九条)
第二章 役員及び職員(第十条~第十七条)
第三章 業務等(第十八条~第二十条)
第四章 雑則(第二十一条~第二十五条)
第五章 罰則(第二十六条~第二十八条)
附則
第一章 総則
第一条 この法律は、独立行政法人科学技術振興機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることと目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「新技術」とは、国民経済上重要な科学技術(人文科学のみに係るものを除く、次項及び第三項並びに第十八条において同じ)に関する研究及び開発(以下「研究開発」という)の成果であつて、企業化されていないものをいう。
2 この法律において「基礎的研究開発」とは、次の各号のいずれかに該当する研究開発をいう。
一 新技術の創出に資することとなる科学技術に関する共通的研究開発
二 新技術の創出に資することとなる科学技術に関する研究開発であつて、多数部門の協力を要する総合的なもの
3 この法律において「企業化開発」とは、科学技術に関する研究開発の成果を企業規模において実施することにより、これを企業化するにができるようにすることをいう。
4 この法律において「科学技術情報」とは、科学技術に関する情報をいう。
(名称)
第三条 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第三号、以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人科学技術振興機構とする。
(機構の目的)
第四条 独立行政法人科学技術振興機構(以下「機構」という)は、新技術の創出に資することとなる科学技術(人文科学のみに係るものを除く)に関する基礎研究、基礎的研究開発、新技術の企業化開発等の業務及び我が国における科学技術情報に関する中核的機関としての科学技術情報の流通に関する業務その他の科学技術の振興のための基礎的業務に関する業務を総合的に行うことにより、科学技術の振興を図ることを目的とする。
(事務所)
第五条 機構は、主たる事務所を埼玉県に置く。
(資本金)
第六条 機構の資本金は、附則第三条第一項第二項及び第五項の規定により政府及び政府以外の者から出資があつたものとされた金額の合計額とする。

2 機構は、必要があるときは、文部科学大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。
3 政府は、前項の規定により機構がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に出資することができる。
4 政府は、機構に出資するときは、土地又は建物その他の土地の定着物(以下この条において「土地等」という)を出資の目的とすることができる。
5 前項の規定により出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
6 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。
7 政府及び政府以外の者は、第二項の認可があつた場合において、機構に出資しようとするときは、文庫に係る第十八条第五号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)のうち政令で定めるもの(以下「文庫情報提供業務」という)又はその他の業務のそれぞれに必要な資金に充てるべき金額(土地等を出資の目的とする場合にあつては、土地等)を示すものとする。
(出資証券)
第七条 機構は、出資に対し、出資証券を発行する。
2 出資証券は、記名式とする。
3 前項に規定するもののほか、出資証券に関し必要な事項は、政令で定める。
(持分の私戻しの禁止)
第八条 機構は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。
2 機構は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。
(名称の使用制限)
第九条 機構でない者は、科学技術振興機構という名称を用いてはならない。
第二章 役員及び職員
第十条 機構は、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。
2 機構に、役員として、理事四人以内を置くことができる。

2 機構は、必要があるときは、文部科学大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。
3 政府は、前項の規定により機構がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に出資することができる。
4 政府は、機構に出資するときは、土地又は建物その他の土地の定着物(以下この条において「土地等」という)を出資の目的とすることができる。
5 前項の規定により出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
6 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。
7 政府及び政府以外の者は、第二項の認可があつた場合において、機構に出資しようとするときは、文庫に係る第十八条第五号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)のうち政令で定めるもの(以下「文庫情報提供業務」という)又はその他の業務のそれぞれに必要な資金に充てるべき金額(土地等を出資の目的とする場合にあつては、土地等)を示すものとする。
(出資証券)
第七条 機構は、出資に対し、出資証券を発行する。
2 出資証券は、記名式とする。
3 前項に規定するもののほか、出資証券に関し必要な事項は、政令で定める。
(持分の私戻しの禁止)
第八条 機構は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。
2 機構は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。
(名称の使用制限)
第九条 機構でない者は、科学技術振興機構という名称を用いてはならない。
第二章 役員及び職員
第十条 機構は、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。
2 機構に、役員として、理事四人以内を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)
第十一條 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を輔佐して機構の業務を掌理する。

第十二條 理事長は、理事の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

(役員及び職員)
第十三條 理事の任期は二年とする。
第十四條 理事の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

(役員及び職員の特例)
第十五條 通則法第二十二條の規定にかかわらず、教育公務員又は研究公務員で政令で定めるもの(次条各号のいずれかに該当する者を除く)は、非常勤の理事又は監事となることができる。

第十六條 通則法第二十二條に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることのできない。
一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の贈与又は支配力を有する者を含む)。
二 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。

第十七條 機構の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第十八條 機構は、第四條の目的を達成するため、次の業務を行う。
一 新技術の創出に資することとなる科学技術に関する基礎研究及び基礎的研究開発を行うこと。
二 企業化が著しく困難な新技術について企業等に委託して企業化開発を行うこと。
三 前二号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。
四 新技術の企業化開発について企業等にあつせんすること。

第十九條 内外の科学技術情報を収集し、整理し、保管し、提供し、及び閲覧させること。
第二十條 科学技術に関する研究開発に係る交流に關し、次に掲げる業務(大学における研究に係るものを除く)を行うこと。
一 研究会の開催、外国の研究者のための宿舍の設置及び運営その他の研究者の交流を促進するための業務。
二 科学技術に関する研究開発を共同して行うこと(営利を目的とする団体が他の営利を目的とする団体との間で行う場合を除く)についてあつせんする業務。
三 前二号に掲げるもののほか、科学技術に関する研究開発の推進のための環境の整備に關し、必要な人的及び技術的援助を行い、並びに資料及び設備を提供すること(大学における研究に係るものを除く)。
四 科学技術に關し、知識を普及し、並びに国民の関心及び理解を増進すること。
五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(区分整理)
第二十一條 機構は、文獻情報提供業務に係る整理については、その他の整理と区分し、特別の助定(以下「文獻情報提供助定」という)を設けて整理しなければならない。

(利益及び損失の処理の特例等)
第二十二條 機構は、文獻情報提供助定以外の一般助定(以下「一般助定」という)において、通則法第二十九條第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という)の最後の事業年度に係る通則法第四十四條第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十條第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十八條に規定する業務(文獻情報提供業務を除く)の財源に充てることができる。

第二十三條 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くこととし、財務大臣に協議しなければならない。
第二十四條 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残金があるときは、その残金の額を国庫に納付しなければならない。

第二十五條 文獻情報提供助定における通則法第四十四條第一項ただし書の規定の適用については、同項中「第三項の規定により同項の用途に充てる場合」とあるのは、「政令で定めるところにより計算した額を国庫に納付する場合又は第三項の規定により同項の用途に充てる場合」とする。
第二十六條 第一項から第三項までの規定は、文獻情報提供助定における積立金の処分について準用する。この場合において、第一項中「通則法第四十四條第一項」とあるのは、「第四項の規定により読み替へられた通則法第四十四條第一項」とし、「第十八條に規定する業務(文獻情報提供業務を除く)」とあるのは、「文獻情報提供業務」と読み替へるものとする。
第二十七條 前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(関係行政機関の協力)
第二十八條 関係行政機関の長は、機構が行う科学技術情報の収集について、できる限り協力するものとする。
(機構の解散時における残余財産の分配等)
第二十九條 機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額のうち、文獻情報提供助定に属する額に相当する額を文獻情報提供助定に係る各出資者に対し、一般助定に属する額に相当する額を一般助定に係る各出資者に対し、それぞれ、その出資額に比例して分配するものとする。前項の規定により各出資者に分配することができない金額は、その出資額を限度とする。

第三十條 第一項の規定による分配の結果なお文獻情報提供助定に残余財産があるときは、その財産は、国庫に帰属する。
(主務大臣等)
第三十一條 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。
(国家公務員共済組合法の適用に関する特例)
第三十二條 機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の規定の適用については、同法第二條第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。

(国家公務員共済組合法の適用除外)
第三十三條 国家公務員共済組合法(昭和二十四年法律第百十七号)の規定は、機構の役員及び職員には適用しない。
第三十四條 罰則
第三十五條 第十六條の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
第三十六條 次の各号のいずれかに該当する場合においては、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。
一 この法律の規定により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。
二 第十八條に規定する業務以外の業務を行つたとき。
第三十七條 第九條の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

第三十八條 機構は、第四條の目的を達成するため、次の業務を行う。
一 新技術の創出に資することとなる科学技術に関する基礎研究及び基礎的研究開発を行うこと。
二 企業化が著しく困難な新技術について企業等に委託して企業化開発を行うこと。
三 前二号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。
四 新技術の企業化開発について企業等にあつせんすること。

第三十九條 内外の科学技術情報を収集し、整理し、保管し、提供し、及び閲覧させること。
第四十條 科学技術に関する研究開発に係る交流に關し、次に掲げる業務(大学における研究に係るものを除く)を行うこと。
一 研究会の開催、外国の研究者のための宿舍の設置及び運営その他の研究者の交流を促進するための業務。
二 科学技術に関する研究開発を共同して行うこと(営利を目的とする団体が他の営利を目的とする団体との間で行う場合を除く)についてあつせんする業務。
三 前二号に掲げるもののほか、科学技術に関する研究開発の推進のための環境の整備に關し、必要な人的及び技術的援助を行い、並びに資料及び設備を提供すること(大学における研究に係るものを除く)。
四 科学技術に關し、知識を普及し、並びに国民の関心及び理解を増進すること。
五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(区分整理)
第四十一條 機構は、文獻情報提供業務に係る整理については、その他の整理と区分し、特別の助定(以下「文獻情報提供助定」という)を設けて整理しなければならない。

(利益及び損失の処理の特例等)
第四十二條 機構は、文獻情報提供助定以外の一般助定(以下「一般助定」という)において、通則法第二十九條第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という)の最後の事業年度に係る通則法第四十四條第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十條第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十八條に規定する業務(文獻情報提供業務を除く)の財源に充てることができる。

第四十三條 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くこととし、財務大臣に協議しなければならない。
第四十四條 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残金があるときは、その残金の額を国庫に納付しなければならない。

第四十五條 文獻情報提供助定における通則法第四十四條第一項ただし書の規定の適用については、同項中「第三項の規定により同項の用途に充てる場合」とあるのは、「政令で定めるところにより計算した額を国庫に納付する場合又は第三項の規定により同項の用途に充てる場合」とする。
第四十六條 第一項から第三項までの規定は、文獻情報提供助定における積立金の処分について準用する。この場合において、第一項中「通則法第四十四條第一項」とあるのは、「第四項の規定により読み替へられた通則法第四十四條第一項」とし、「第十八條に規定する業務(文獻情報提供業務を除く)」とあるのは、「文獻情報提供業務」と読み替へるものとする。
第四十七條 前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(関係行政機関の協力)
第四十八條 関係行政機関の長は、機構が行う科学技術情報の収集について、できる限り協力するものとする。
(機構の解散時における残余財産の分配等)
第四十九條 機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額のうち、文獻情報提供助定に属する額に相当する額を文獻情報提供助定に係る各出資者に対し、一般助定に属する額に相当する額を一般助定に係る各出資者に対し、それぞれ、その出資額に比例して分配するものとする。前項の規定により各出資者に分配することができない金額は、その出資額を限度とする。

第五十條 第一項の規定による分配の結果なお文獻情報提供助定に残余財産があるときは、その財産は、国庫に帰属する。
(主務大臣等)
第五十一條 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。
(国家公務員共済組合法の適用に関する特例)
第五十二條 機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の規定の適用については、同法第二條第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。

(国家公務員共済組合法の適用除外)
第五十三條 国家公務員共済組合法(昭和二十四年法律第百十七号)の規定は、機構の役員及び職員には適用しない。
第五十四條 罰則
第五十五條 第十六條の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
第五十六條 次の各号のいずれかに該当する場合においては、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。
一 この法律の規定により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。
二 第十八條に規定する業務以外の業務を行つたとき。
第五十七條 第九條の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附則

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条から第九条まで及び第十一條の規定 平成十五年十月一日

二 附則第十二條の規定 平成十五年十月一日
又は独立行政法人等の保有する個人情報情報に関する法律(平成十四年法律第...)

附則

第一条 科学技術振興事業団(以下「事業団」という。)は、機構の成立の時に解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時に置いて機構が承継する。

2 機構の成立の際現に事業団が有する権利(附則第六條の規定による附則前の科学技術振興事業団法(平成八年法律第二十七号、以下「旧事業団法」といふ。))第四十九條第一項に規定する一般勘定(以下「旧一般勘定」といふ。))に属する資産に限る。のうち、機構がその業務を確立に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時に国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4 事業団の平成十五年四月一日に始まる事業年度は、事業団の解散の日の前日に終わるものとする。

5 事業団の平成十五年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

6 事業団が発行した出資証券の上に存在する質権は、第七條第一項の規定により出資者が受けるべき機構の出資証券の上に存在する。
7 事業団の解散については、旧事業団法第四十九條第一項及び第二項の規定による残余財産の分配は、行わない。
8 第一項の規定により事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。
(機構への出資)
第三条 前条第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際国及び機構が承継する旧一般勘定の資産の価額

の合計額から機構が承継する旧一般勘定の負債の金額を差し引いた額(以下「旧一般勘定純資産額」といふ。))に、事業団に対する旧一般勘定における政府以外の者の出資額の割合を乗じて得た額は、当該政府以外の者から機構に対し文獻情報提供業務以外の業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。

2 前条第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する旧一般勘定の資産の価額から負債の金額を差し引いた額から、前項の規定により政府以外の者から機構に出資のあったものとされた額を差し引いた額は、政府から機構に対し文獻情報提供業務以外の業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。

3 前二項の資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

5 前条第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における事業団に対する旧事業団法第三十九條に規定する文獻情報提供勘定(以下「旧文獻勘定」といふ。))における政府及び政府以外の者の出資金に相当する金額は、それぞれ、政府及び当該政府以外の者から機構に対し文獻情報提供業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。

6 前条第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継した場合において、その承継の際、旧文獻勘定において積立金又は繰越欠損金として整理されている金額があるときは、当該金額に相当する金額を、機構の文獻情報提供勘定に属する積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。
(持分の払戻し)

第四条 前条第一項又は第五項の規定により政府以外の者が機構に出資したものとされた金額については、当該政府以外の者は、機構に対し、その成立の日から起算して一月を経過する日までの間に限り、当該持分の払戻しを請求することができる。

2 機構は、前項の規定による請求があつたときは、第八條第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる政府以外の者の区分に応じ、当該各号に定める金額により払戻しをしなければならぬ。この場合において、機構は、当該区分に係る出資額により資本金を減少するものとする。

一 前条第一項の規定により機構に出資したものとされた政府以外の者 当該政府以外の者が有する旧一般勘定純資産額に対する持分に相当する金額(その金額が当該持分に係る旧一般勘定における出資額を超えるときは、当該旧一般勘定における出資額に相当する金額)
二 前条第五項の規定により機構に出資したものとされた政府以外の者 当該政府以外の者が有する附則第二条第一項の規定による承継の際において現に事業団に属する旧文獻勘定の資産の価額から負債の金額を差し引いた額に対する持分に相当する金額
前条第三項及び第四項の規定は、前項第二号の資産の価額について準用する。

(名称の使用制限に関する経過措置)
5 名称の法律の施行の際現に科学技術振興機構という名称を使用している者については、第九條の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(科学技術振興事業団法の廃止)
第六條 科学技術振興事業団法は、廃止する。
(科学技術振興事業団法の廃止に伴う経過措置)
第七條 前条の規定の施行前に旧事業団法(第三條及び第二十七條を除く。)の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法又はこの法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第八條 附則第六條の規定の施行前にした行為及び附則第二条第五項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第九條 事業団の役員、顧問若しくは職員又は新技術審議会の委員であつた者に係るその職務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務及び新技術事業団の役員若しくは職員又は新技術審議会の委員であつた者に係るその職務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務に關しては、附則第六條の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

その職務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、附則第六條の規定の施行後も、なお従前の例による。
2 前項の規定により従前の例によることとされる事項に係る附則第六條の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)
第十條 附則第二条から第五條まで及び第七條から前条までに定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。
(独立行政法人等の保有する個人情報の公開に関する法律の一部改正)
第十一條 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)の一部を次のように改正する。
別表第一 科学技術振興事業団の項を削る。
(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に關する法律の一部改正)
第十二條 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に關する法律の一部を次のように改正する。
別表科学技術振興事業団の項を削る。
総務大臣 片山虎之助
財務大臣 塩川正太郎
文部科学大臣 臨時代理 寛子
國務大臣 林 寛子
内閣総理大臣 小泉純一郎

独立行政法人日本学術振興會法をここに公布す
御名 御座
平成十四年十二月十三日
内閣総理大臣 小泉純一郎
法律第百五十九号
独立行政法人日本学術振興會法
目次
第一章 總則(第一條―第七條)
第二章 役員及び職員(第八條―第十二條)
第三章 評議員會(第十三條―第十四條)
第四章 業務等(第十五條―第十八條)
第五章 總則(第十九條―第二十一條)
第六章 罰則(第二十二條―第二十三條)
附則

CERTIFICATION

To: Commissioner of the Japan Patent Office

October 1, 2003

3-2-2, Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo

Tateo Kawamura

Minister of Education, Culture, Sports, Science and Technology [Official Seal]

I hereby certify[, on behalf of the National Government,] that there are no assets that were succeeded by the National Government under Section 2, Subsection 1 of the Supplemental Provisions to the Independent Administration Institution of Japan Science and Technology Corporation Code, when the Independent Administrative Institution of Japan Science and Technology Agency was established.

PATENT

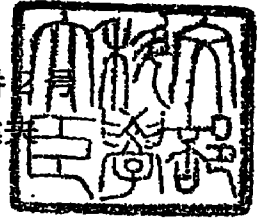
REEL: 020783 FRAME: 0529

証 明 書

特許庁長官 殿

平成15年10月1日

東京都千代田区霞が関3丁目2番2号
文部科学大臣 河村 建夫



独立行政法人科学技術振興機構法施行令附則第二条第一項に規定する独立行政法人科学技術振興機構の成立の時に於いて国が承継する資産については、指定したものではありません。



Docket No.: NAG-0115
(PATENT)

IN THE UNITED STATES PATENT AND TRADEMARK OFFICE

In re Patent Application of:
Hiroshi Kanki
Patent No.: 7,003,947

Application No.: 10/472,224

Filed: September 22, 2003

For: GYRO WAVE ACTIVATED POWER
GENERATOR AND A WAVE SUPPRESSOR
USING THE POWER GENERATOR

Confirmation No.: 5321

Art Unit: 3748

Examiner: Richter Sheldon J.

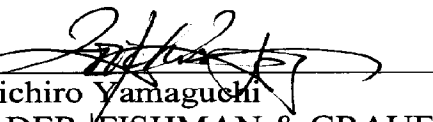
CERTIFICATION OF THE TRANSLATION

Commissioner for Patents
P.O. Box 1450
Alexandria, VA 22313-1450

Dear Sir:

I, Yoichiro Yamaguchi, certify that I am familiar with both the Japanese and English languages, that I translated the relevant parts of the Official Gazette, Extra Edition No. 269 dated December 13, 2002 and the Certificate addressed to the Commissioner of the Japan Patent Office established by Mr. Tateo Kawamura, Minister of the Education, Culture, Sports, Science and Technology. I certify that the English translation is accurate.

Dated: April 7, 2008

By 
Yoichiro Yamaguchi
RADER, FISHMAN & GRAUER PLLC
1233 20th Street, N.W., Suite 501
Washington, DC 20036
(202) 955-3750